

学籍番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

平成 30 年度 授業料免除申請書

(後期分継続申請者用 1 枚目)

平成 年 月 日

神戸大学長 殿

平成 30 年度 後期分 授業料免除(免除の決定があるまでの徴収猶予)について、下記の通り相違ありませんので、必要書類等の添付を省略し、申請いたします。

記

当該年度 前期分 授業料免除の申請時と家族構成、就学状況、家計状況等に変更がなく、現在も状況は継続しております。

なお、申請書及び証明書等が虚偽の事実に基づくものであることが判明した場合、授業料免除を取り消されても異議の申し立てはいたしません。

○申請者

所 属

学 部

研究科

(修士・博士前期・博士・博士後期・専門職(法科・MBA))

学籍番号 _____

氏 名 (署名) _____

連絡先(携帯) _____

前期の授業料免除結果 (全額免除 半額免除 不許可)

(申請者が独立生計者又は私費留学生の場合、以下の欄を記入する必要はありません。)

○家計支持者 (申請者との続柄 _____)

※ 家計支持者の方以外に署名された申請書は受理しません。

氏 名 (署名) _____

住 所 _____

電話番号 _____

※申請書 2 枚目の確認事項に☑を記入したのも必ず一緒に提出してください。

後期分の継続申請可否に関する確認事項（後期分継続申請者用 2 枚目）

学籍番号

--	--	--	--	--	--	--	--

各申請区分の項目を**全て満たす方のみ**後期分の継続申請をすることができます。

継続申請を希望の方は、以下の項目を申請前に確認、を記入後、提出してください。

【一般学生区分※】

- 平成 30 年度前期分授業料免除を申請済である。
(同年度前期分授業料免除を申請していない方は新規申請が必要です)
- 2017 年 10 月 1 日～2018 年 9 月 30 日に臨時所得（退職金・保険金・資産譲渡等）がなかった。
(臨時所得が過去 1 年間にあれば新規申請が必要です)
- 就学者以外の世帯員の収入状況に変化がない。
(前期分申請から 2018 年 10 月 1 日までに所得の増減、退職、就職等があれば新規申請が必要です※)
- 生計を一にする家族人数に変化がない。
(兄弟姉妹等の家族の独立・死亡・離婚等が、前期申請以降にあれば新規申請が必要です)
- 兄弟等の在学状況に変化がない。
(兄弟の通学区分変更・入学・退学等が前期申請以降にあれば新規申請が必要です)
- 家族内の障害者人数、長期療養状況、単身赴任状況に変化がない。
(金額、療養状況等の変更が前期申請以降あれば新規申請が必要です)

【留学生・独立生計区分※】

- 平成 30 年度前期分授業料免除を申請済である。
(同年度前期分授業料免除申請していない方は新規申請が必要です)
 - 平成 30 年度から新たに受給開始した奨学金がない。
(4 月以降に新たに奨学金の受給を開始した方は新規申請が必要です)
 - 申請者本人・配偶者の収入状況に変化がない。
(アルバイトを含めて退職・就職・金額変更等が前期申請以降にあれば新規申請が必要です)
 - 日本国内で同居する家族人数に変化がない。
(結婚・出産等が前期申請以降あれば新規申請が必要です)
 - 配偶者の在学状況に変化がない。
(前期申請以降に配偶者が卒業・修了した場合は新規申請が必要です)
 - 前期分申請時から住所の変更がない。
(4 月以降に退寮・入寮等、引っ越しをした方は新規申請が必要です)
 - 2017 年 10 月 1 日～2018 年 9 月 30 日に臨時所得（退職金・保険金・資産譲渡等）がなかった。
(臨時所得が過去 1 年間にあれば新規申請が必要です)
- ※ その他状況変化を確認し、別途提出期限を設けたうえで、新規申請での提出をお願いする場合があります。
- ※ 上記項目以外の変化に関するご相談は学生支援課奨学支援グループ (Tel:078-803-5431) にお問い合わせください。